

電気・ガス・食料品等価格高騰 に対する生活者・事業者支援

エネルギー・食料品などの物価高騰の影響を受けた市民や事業者に対して、必要となる支援を行うため、各種事業を実施します。

省エネ家電購入支援事業

■問合せ 気候変動対策課 ☎85-7302

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫、照明器具の購入を補助することで、生活者支援を行います。

また、温室効果ガスの削減による市内のカーボンニュートラル促進を図ります。

対象家電

統一省エネラベル掲載品の多段階評価点が以下の条件を満たすもののエアコン（★3以上）、冷蔵庫（★3以上）、照明器具（★4以上）

対象者

本市に住民登録のある世帯主で、全ての市税の滞納が無く、市内の実店舗にて6月7日以降、対象家電を購入し、自宅に設置した方

補助金額

対象家電の購入に要した経費の30%相当の額（上限3万円）

※品目ごとの補助申請可（最大で9万円）

受付期間

令和6年1月31日(水)まで ※予算総額に到達次第、受付終了



◀詳しくはこちら



物価高騰に伴う 住民税非課税世帯支援給付金給付事業

■問合せ 社会福祉課 ☎20-3020

エネルギー・食料品などの物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯（令和5年度）に対し、**1世帯当たり3万円**を給付します。

支給対象

令和5年6月1日時点にて、本市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※対象世帯には、7月末までに通知を発送予定



子育て応援臨時給付金給付事業

■問合せ こども課 ☎20-3023

エネルギー・食料品などの物価高騰の影響を受けている、0～15歳（中学校3年生または義務教育学校9年生）の子を養育する世帯に対し、**子ども一人当たり2万円**を給付します。

※本市から令和5年5月分の児童手当を受給の方は、6月29日（木）に支給済み

①基準日（令和5年4月30日）に本市に住民登録のある児童を養育し、本市から令和5年5月分の児童手当を受給していない方（公務員など）

②基準日から12月31日までに出生または転入により本市の住民基本台帳に登録された児童を養育する方は、**申請が必要**です。

▶申請期限 令和6年1月31日（水）まで

▶支給時期 申請月の翌月末



物価高騰等緊急景気対策事業

■問合せ 産業政策課 ☎20-3040

エネルギー・食料品などの物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援するため、プレミアム付き商品券を発行・販売し、キャッシュレス・キャンペーンを実施します。

プレミアム付き商品券

▶プレミアム率 30%

▶発行部数 25,000セット（**1セット当たり1万円で販売**）

キャッシュレス・キャンペーン

▶還元率 20%

※販売やキャンペーン開始日などの詳細は決まり次第お知らせします。

